

掲載当時の通知等を基に作成されています。その後に出された通知等で
解釈が変わる場合がありますので、予めご了承ください。

●忘れてないかあの診療
症例研究
●落としてないかその点数

増歯修理から義歯新製への流れについて
～2014年度改定項目を中心に～

2014年度改定で、コンビネーション鉤の新設、義歯調整に係る困難なものの適
応拡大、義歯修理時の残根削合や歯リハ1とT. コンデの併算定が認められるよう
になるなど、義歯に係る点数を請求できるケースが広がった。

本件ではそれらを解説する。請求漏れの無いようにご対応いただきたい。

患者：65歳・女性

主訴：昨日煎餅を食べたら前歯が折れた

所見：1 歯冠部が破折。糖尿病治療中、ビスフォスフォネート製剤服用中

傷病名：1 C, 1 MT増歯 7-4|1 4-7 床下粘膜異常、義歯フテキ、MT
3-1|2 3 P1

月日	部位	療法・処置	点数
2月23日		初診	234
		1 歯冠部破折。ビスフォスフォネート製剤服用中。また 糖尿病加療中のため抜歯不可。義歯は増歯修理へ。	/
	1	残根削合 注①	18
	7-4 1 4-7	補診 注②	100
		欠損部の粘膜にやや発赤見られるが、顎堤状態良 好。1 部にレジン歯を付加し、7-4 1 4-7 部の 残根上のレジン床義歯に増歯修理する。	/
	7-4 1 4-7	床修理 注③・④	288
		1 部にレジン歯を付加し、補強線を加えて即重レジン にて義歯を増歯修理。	/
		1 人工歯(レジン歯)	13
2月24日		再診	45
		1 増歯部の噛み合わせが高いとのこと。	/
	7-4 1 4-7	歯リハ1(困難) 注⑤	120
		1 部削合し咬合調整。残存歯、特に鉤歯の清 掃を十分行うよう指導。	/
3月2日		再診	45
		上顎臼歯部に発赤が見られる。床内面も不適合な ため、T. コンデを行い、その後新製を行う予定。	/
	7-4 1 4-7	歯リハ1(困難) 注⑥	120
		床縁をやや短く調整。義歯床・クラスプの清掃方 法を再度指導。	/
		T. コンデ 注⑥⑦	110
		ティッシュコンディショナーで床下粘膜調整処置。	/
3月16日		再診	45
		経過良好だが、1 口蓋側の床下粘膜に発赤残る。 再度T. コンデ処置へ。	/
	7-4 1 4-7	T. コンデ	110
		ティッシュコンディショナーで床下粘膜調整処置。	/
3月23日		再診	45
		粘膜の状態が大幅に改善。義歯新製へ。	/
		補診(製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補 綴物の名称、設計などの要点 略) 注⑧	※算定不可
	3 3	咬調(鉤歯のレスト窩形成)	40
	7-4 1 4-7	連in p(寒天+アルジネート)	228
3月30日		再診	45
	7-4 1 4-7	B T (オストロン咬合床+蠟堤)	185
4月6日		再診	45
		上顎旧義歯が緩くなり、落ちてしまうとのこと。クラス プがかなり緩くなっている。	/
	7-4 1 4-7	歯リハ1(困難) 注⑨	※算定せず
		クラスプの強さを調整。義歯装着時、クラスプの脱着 方向に挿入し十分に入りこんでから咬合するよう指導。	/
		仮床試適	100
		咬合状態良好。審美形態など問題なし。	/
4月13日		再診	45
	7-4 1 4-7	P Dset (レジン床)	1055

	コンビC1(犬歯、コバルト合金)	注⑩	266×2
	人工歯(レジン歯)		13+27
	新製有床義歯管理料(困難)	注⑩	230
	(管理内容 略)		/

《解説》

注① 2014年度改定で、新製に加えて修理の際の残根削合の請求ができるよ
うになった。1歯1回につき18点を請求する。病名はC。

注② 新製に加え、増歯や床裏装の際にも1口腔につき補診100点を算定でき
る。算定時は、病名、症状、治療内容、製作予定部位、欠損補綴物の名称、欠損
補綴物に使用する材料、設計、治療期間などを概要図や写真などを用いて
効果的に患者に説明する。

なお、カルテには製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名
称、設計などの要点を記載する。

注③ 残根上に義歯を装着した場合は、レセプトの摘要欄に「残根上義歯」な
どその旨を記載する。

注④ 2014年度改定より床修理の算定時には、カルテに修理の内容の要点を
記載する。

注⑤ 2014年度改定で義管Bが歯科口腔リハビリテーション料1(歯リハ1)
に再編され、困難なものの要件が変更された(下記参照)。本症例では、
下表の「口」にあたることから、歯リハ1(困難なもの)の請求となる。

なお、本症例とは異なるが、傷病名の部位から困難なものの要件を満た
すことが判断できない場合は、レセプトの摘要欄に「臼歯部すれちがい咬
合」または「対顎にFD装着」などと記載する。

また、歯リハ1算定時、カルテに調整方法および調整部位または指導内
容の要点を記載する。

困難なものの要件	
イ	総義歯を新たに装着した患者または総義歯を装着している患者
ロ	9歯以上の局部義歯を装着し、かつ、当該局部義歯以外は臼歯部で垂直的咬合 関係を有しない患者

注⑥ 2014年度改定で新設された歯リハ1はT. コンデと併算定できる。その
際、傷病名欄には、「義歯フテキ」と「床下粘膜異常」などそれぞれの病名の
記載が必要になる。

注⑦ 義歯の新製・床裏装に先立ち、旧義歯の不適合による床下粘膜の異常
を改善するため、ティッシュコンディショニングを行った場合、1顎1回に
つき、110点を算定する。

注⑧ 同一初診中に新たに欠損が生じて再度の補診が必要になった場合は、
その費用は1回目の補診に含まれ算定ができない。ただし、カルテには注②
の内容を記載する。

注⑨ 本症例では4月中に新義歯の装着が予定されている。4月6日に歯リハ
1を算定すると4月13日に新義歯を装着しても新製有床義歯管理料(義管)
は算定できなくなるため、4月13日の義管の算定を優先し4月6日は歯リハ
1の算定は行っていない。

注⑩ 2014年度改定でコンビネーション鉤(コンビC1)が請求できるよう
になった。二腕鉤の維持腕と拮抗腕に、鑄造鉤と線鉤を組み合わせて製作
した場合に算定できる。

注⑪ 自院で新製した義歯の適合性などを検査し、患者またはその家族に、義歯
の取り扱いなど必要な指導を行い、義歯の管理内容を文書提供した場合に、困
難な場合230点、それ以外の場合190点が算定できる。

カルテには提供した文書の写しを添付し、文書の内容以外に必要な管理事
項があれば要件をカルテに記載する。

* 実態に即してご請求下さい *